

中央教育審議会において「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」が取りまとめられたことを受け、その内容の理解及び周知についてお願いするものです。

事 務 連 絡

令和4年12月20日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 課
附 属 学 校 を 置 く 各 国 公 立 大 学 法 人
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 1 2 条 第 1 項 の 認 定 を 御 中
受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 学 校 設 置 会 社 担 当 課
各 都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 ・ 中 核 市 認 定 こ ど も 園 主 管 課
教 職 課 程 を 置 く 各 国 公 私 立 大 学 担 当 課
教 職 課 程 を 置 く 各 指 定 教 員 養 成 機 関 担 当 課

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」について（依頼）

令和3年1月26日の中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」において、「令和の日本型学校教育」の在り方について「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」と定義されるとともに、「令和の日本型学校教育」を実現するためには、学校教育の担い手である教職員の養成・採用・研修等の在り方について、更に検討が必要であると整理されました。

これを踏まえ、令和3年3月12日に開催された中央教育審議会総会において、文部科学大臣から、「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」の諮問を行いました。

諮問を受け、これまで中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会や、その下に設けられた教員免許更新制小委員会及び基本問題小委員会を中心に審議が進められ、令和4年12月19日に開催された中央教育審議会総会において、「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～」が取りまとめられ、文部科学大臣に手交されましたので下記のとおりお知らせします。

本答申では、まず第Ⅰ部（総論）において、今回の議論の前提として、子供たち及び社

会の変化、教師の養成・採用・研修に関する制度及び実態を紹介した上で、「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修の在り方に関する改革の理念として、(1) 「新たな教師の学びの姿」の実現、(2) 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成、(3) 教職志望者の多様化や教師のライフサイクルの変化を踏まえた育成と安定的な確保の3つが示されています。

次に第Ⅱ部（各論）において、令和3年3月に諮問した5つの項目（①「令和の日本型学校教育」を担う教師に求められる資質能力、②多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成、③教員免許の在り方、④教員養成大学・学部、教職大学院の在り方、⑤教師を支える環境整備）に対応した、今後の具体的な対応方策が示されています。

「おわりに」では、今回の答申は、「教師の養成・採用・研修の一体的な改革を通じ、教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され、志望者が増加し、教師自身も士気を高め、誇りを持って働くことができるという将来を実現するための提言」と示されているところであり、文部科学省においては、本答申を踏まえ、学校教育の要である教師に関する様々な改革に、スピード感を持って取り組んでまいります。

については、本答申の内容を十分御理解いただくとともに、各都道府県教育委員会におかれては域内の市区町村教育委員会（指定都市を除く。）に対して、各都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人及び学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、所管の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して周知を図っていただくようお願いします。また、各都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会並びに都道府県等におかれては所管の学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人におかれては管下の学校に対して周知を図っていただくようお願いします。

さらに、関連する部局等に対する情報共有についても併せてお願いします。

記

文部科学省ウェブサイト「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985_00004.htm

※ 本答申を踏まえた具体的な取組・スケジュールの案について、上記ページに工程表（案）を掲載しておりますので併せて御覧ください。

※ 追って、答申について理解を深める動画等を公開予定です。

《本件お問合せ先》

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

電話 03-6734-3970